

建築革命（建築ジャーナル出版）の出版に関して

プロローグ（経緯）

数え切れないほどの建築紛争裁判を市民側の視点に立ちながら戦い続けてきた日置雅晴弁護士や小枝すみ子千代田区議会議員等が立ち上げた「耐震偽装から日本を立て直す会」が、「建築革命」という本を出すと言う。2006年10月3日、その編集会議に招かれ原稿の依頼を受けた。ちなみに、この本（建築革命）の執筆メンバーは、日置雅晴弁護士（キーストン法律事務所・立教大学法科大学院非常勤講師）、建築紛争裁判の第1人者である五十嵐敬喜弁護士（五十嵐先生は現在法政大学法学部の教授でもあり、日本で最も建築業界に精通されている弁護士と言っても過言ではない）、また、日本建築家協会元副会長で、法制委員、入札問題委員長など歴任、現在、芝浦工業大学建築学科にて建築家職能論の意義について強靱をとられている河野進一級建築士（（株）河野進設計事務所代表）、さらに、スペイン、イギリス、アメリカ、日本など国内外の都市再生の現場に足を運び、健全な都市再生へ向けての具体的方策を導き出そうと尽力されている千葉大学工学部の福川裕一教授といったそうそうたる顔ぶれであった。

耐震偽装から日本を立て直す会のアドレス

<http://www.chiyoda-no-koe.net/taishin/>

「建築革命」という本のタイトルを五十嵐弁護士の口から聞かされた時には、さすがに、いささか大げさすぎやしないか？と戸惑いもしたが、執筆メンバー全員一致で、タイトルは、「建築革命」で決まった。おそらくこれが最後の戦いになるかもしれないということを知っていたのであろう。そのため、あえて大風呂敷を大上段に掲げてみることにした。なぜなら、耐震偽装事件に対する世間の関心は既に失われてしまっているからだ。この事件は、姉歯元建築士やヒューザーの小嶋元社長など悪意ある建築士、もしくは、悪徳不動産会社の手によって生じた突発的な事件として結論づけられてしまったが現実にはそうではない。建築業界の関係者であれば、第2、第3の耐震偽装事件が発生する恐れのあることを、また、その危険性を重々承知しているはずなのだ。この事件は、悪意ある1人の建築士や、不動産会社社長が引き起こしたものではない。我が国の建築士制度そのものが引き起こした事件なのである。そしてまた、事件後の政府の対応を見れば、建築関係法令の法改正を行うことを閣議決定したものの、建築制度そのものにはなんら手をつけなかった。ようは、何も変えなかったのだ。本書「建築革命」には、その理由や、そのための「改善策」についても赤裸々に綴ってある。一人でも多くの建築業界関係者の方達、また、一般市民の皆さんに読んで頂きたいと思う。

2006年2月28日に開催された「耐震偽装から日本を立て直す会」主催の「建築確認から許可へ」というシンポジウム（パネリストに、今川憲英氏（東京電機大学教授）・谷合周三氏（弁護士・欠陥住宅関東ネット事務局長）・五十嵐敬喜氏（弁護士・法政大学教授）ほか）の内容も本書には収録されている。このシンポジウムの内容は、NHKテレビで放映されている。この内容も必見の価値がある。一般市民からの積極的な意見が寄せられているからだ。

本書の原稿作成は、国会審議される法改正の動向に合わせて急ピッチで進められた（五十嵐弁護士曰く、豊臣秀吉の墨俣一夜城のようなものだそうだ）。地方議員向けの我が国の建築制度の現状を理解してもらうための解説書とな

って欲しいというのも出版目的の1つでもある。確かに、政治・政策に訴えかけていかざるを得ない問題でもあるが、僕自身は、本書を1人でも多くの建築士の方、または、これから建築士を目指される方達に読んで頂きたいと思う。残念ながら今の日本には、建築家という概念が確立されていない。建築家を規定する法律もない。自分の名刺に「建築家」という1文を書き添えれば、明日から誰でも「建築家」となる（建築士という国家資格は建築士法において規定されている）。国際通念上、「建築士」と「建築家」は、まったくの別モノなのだ。建築士という資格は、この国の法律上、エンジニア（技術者）に過ぎない。「建築家」にあって「建築士」にないもの、それは他ならぬ倫理である。その証拠にこの国の建築士の自分達の建築士制度に対する関心や認識は極めて低い。今回の建築業界を震撼させた建築士制度改革騒動においても、パブリックコメントへの意見提出数は、建築士全体の1パーセントにも満たないという有様だ。実際、全建築士の99パーセント以上は、何が起きているのか分からないし、どこぞの誰かがなんとかしてくれるであろうと高をくくっていたのも事実であろう。そういった状況も建築士としての倫理観の欠落を表しているように思える。私見となるが、今、日本の建築業界における最優先課題は、建築教育にあると私は考える。建築の場合、形骸化された大学教育には、まずもって期待できない。だからこそ、これから建築士を目指される建築士受験生の方達に、この国の建築士制度の現状や内実を盛り込みながら受験指導を行ってきたいと思う。建築関係者の方であれば誰もがご存知のことだと思うが、建築士受験の際には、誰もが真剣に建築と向き合う。建築系資格の最高峰である一級建築士試験であればなおさらだ。おそらく建築人生の中において、建築関係者がこれほど建築と真摯に向き合う機会というものはないのではないだろうか。だからこそ、建築士受験の際に、より分かりやすく、より親しみやすい形で、建築士としての倫理感や、健全な建築業界の在り方というものを受験生の方達に浸透させていきたいと考える。

2006年10月29日

建築革命 原稿(この原稿は、編集部に提出した原案であり、最終的に収録される内容とは一部異なります。)

建築業界の内実について

荘司和樹

2005年11月17日、国土交通省は、首都圏のマンションなど21件で構造計算書が偽装されていたと発表し、そのニュースは、一般市民に大きな衝撃を与えた。いわゆる耐震偽装事件が世の中に明るみになった瞬間でもある。この日を境に、我が国の建築制度の在り方に対して世間からの注目が一斉に注がれることになる。1950年の建築士法制定以降、我が国の建築士制度が、これほどまでに日の目を浴びたことはない。この章では、耐震偽装事件とその後の建築業界の対応を時系列で追いかけてみることで、建築業界の内実について説明したいと考える。

建築業界の内実を説明する前に、建築業界を代表する7つの団体について解説しておきたい(建築業界には、200を超える団体が存在する)。医師であれば医師会が、弁護士であれば弁護士会という資格者団体が、自らの職能意識を自立的に1元管理しているのだが、建築業界の場合、建築士会という団体は存在するものの、その他に、建築家協会という団体があれば、建築士事務所協会、建築学会、建築業協会、日本建築構造技術者協会、建築設備六団体という複数の団体が存在する。各団体の意見が集約がなされないまま、耐震偽装を発端とした建築制度改革は、2転3転しながら推し進められていくこととなった。何故、建築業界には、それだけの団体が複数存在しているのかについては、この国特有の建築業務の在り方に由縁するためである。そこで、建築という業務の流れについて簡単に説明しておこう。建築業務の流れは、次のようなイメージとなる。

設計 施工(同時に工事監理) 竣工

まず、設計事務所が、工事に必要な設計図を作成する。その図面をもとに、建設会社や工務店が、工事を行う(工事を行うことを施工という)。その工事が、設計図の通りに実施されているかどうかをチェックするために、設計事務所は、工事現場に定期的に足を運び工事監理という業務を行う。そして、建物の完成(竣工という)を迎えることとなる。ゆえに、設計業務、監理業務の2種類が一般的に、設計者の業務として区分とされ、施工業務が施工者(生産者ともいう)の業務区分となる。さらに、設計業務について言えば、一口に設計といっても、大きく分けて次の3つの種類に大別される。

1. 意匠設計者が担当する意匠設計(計画設計)
2. 構造設計者が担当する構造設計
3. 設備設計者が担当する設備設計

最初に、意匠設計者が建物の概要(法規定に適合するように高さ、ボリューム、使い勝手、デザインなど)を計画する。意匠設計がある程度まとまった段階で、構造設計と設備設計が始まる。構造設計という業務は、建物が所定の地震力などに対して、法規定に適合する耐久力を有するものかどうかを計算によって立証し、それを計算書なり、図面化してまとめていく作業をいい、設備設計とは、エアコンなどの空調設備や、照明などの電気系の設備、水廻りなどの給排水系の設備を計算に基づいてその必要量を決めた

り、設備機器や、設備システムを選定し、計画書としてまとめたり、図面化していく作業をいう。そして、最終的には、意匠設計者が、構造、及び、設備の計画書や図面をまとめて、それらを調整した上で、最終的な設計図を作成する形となる(設計図にも様々な種類があり、それらをまとめて設計図書と呼ぶ)。ここで是非、知っておいて頂きたいことは、意匠設計者であっても、構造設計者や設備設計者が作成する専門的な計算書や計画書までは、自分自身で作成することができないということである。無論、建築士試験には、構造や設備に関する知識を備えていなければ合格することが出来ないため、概略的な知識は有しているが、構造や設備設計の専門技術者でなければ、より具体的な計算や、計画書を作成することが出来ない。さらに、突っ込んで説明をすれば、一概に設備設計といえども、設備設計と電気設備設計に専門分化される。ようするに、設備設計(主に空調設備と給排水設備をいう)と、電気設備設計は、同じ設備設計に分類されながらも、実際は、全く別分野の話となるのだ。ちなみに、欧米では、意匠設計者のことをアーキテクト(建築家)と呼び、構造設計者や、設備設計者のことをエンジニア(技術者)と呼び分けている。

さて、ここで、欧米の建築制度と、日本の建築制度の違いについて比較してみたい。表1に、「海外における建築設計などに関する資格制度について」の比較表を掲載した。

この比較表の意味を要約させて頂くと、日本の建築士制度の最大の特徴は、建築設計者(意匠設計者)、いわゆるアーキテクトと、建築技術者(構造設計者、及び、設備設計者)、いわゆるエンジニアが一体化されている資格制度という点に尽きる。この両者を一体化している資格制度というものは、世界的にも類をみない。余談ではあるが、このような制度体系であるが故、「建築士」という言葉を外国語に翻訳することはできない。諸外国では、建築家(アーキテクト)と技術者(エンジニア)とは、異なる業種であるものとして認識されており、アーキテクトとエンジニアを一体化した建築士という名称に該当する言葉が見つからないのである。とはいえ、この日本固有の建築士資格制度がこれまで果たしてきた役割は少なくない。その最大の理由は、建築技術に裏付けされた意匠設計者を確保することができる点にある。というのも、日本が世界有数の地震国であるためだ。とりわけ、地方では、住宅設計のレベルではあるが、建築設計と構造設計を両方こなすことのできる一級建築士は多い。しかしながら、住宅以上の規模の大きな建築物においては、両者を同時にこなせる一級建築士は皆無といってよい。

以上、日本の建築士資格制度上の特異点として、アーキテクトとエンジニアという業務区分が明確化されていないという点について説明させて頂いたわけだが、この日本特有の建築士制度に端を発し、建築士法制定以後、建築業界全体を巻き込んだある論争が繰り広げられてきた。それは、設計業務と施工業務とを分離すべきか否か?という話である。

建築家という概念が明確化されている欧米諸国においては、設計者(アーキテクト、及び、エンジニア)と施工者(ビルダー)は、完全に分離されている。しかしながら、我が国は、工務店なり、建設会社なりが、設計と施工業務を一括して受注することが可能なのだ。その際、設計料は、無料で構わないですよという、いわゆるサービス設計が当然のこのように、世の中に浸透している。工務店サイドからしてみれば、設計料を無料にしたところで、施工費用で十分に利益を確保できるわけだ。さて、設計者の業務の

中には、工事監理(工事が設計図通りに進められているかどうかをチェックする業務)というものがあるということについては、既に上述させて頂いたが、日本の場合、その工事監理を施工者サイドでも行えることを建築士法上、結果的に容認している。つまり、施工者である工務店なり、建設会社なりが、設計業務を行っても構わないものとされているのだ。したがって、施工者が、設計業務と施工業務を兼業できることになる。これを設計施工一貫方式という(その反対に、設計業務と施工業務を別々の会社が行うことを設計施工分離方式という)。問題なのは、設計施工一貫方式の場合、監理業務というものが正当に機能されるのか?という点だ。そもそも、工事監理業務というものは、建築士法 18 条 4 項に規定されており、そこには、「建築士が工事監理を行う際、工事が設計図書の通りに実施されていないことが発覚した際には、直ちに工事施工者に注意を与え、それでも工事施工者がその注意に従わない時には、建築主(クライアント)に報告しなければならない。」とある。要するに、その建築工事を設計施工一貫方式で工務店なり、建設会社なりが受注した場合には、この条文は、ある意味で何の効力も持たないことになるわけだ。なぜなら、自分の会社が施工している工事内容に不備を見つけた際、その会社の設計部に所属する建築士がクライアントへ、「我が社の工事部が、設計図書の内容と異なる工事を進めています。どうしましょう?」などと報告したりするであろうか?工事監理を行う建築士は、その工務店に勤めるサラリーマンでもある。場合によっては、会社の利益を優先し、正当に工事監理業務を行わない可能性もあるわけだ。この設計施工一貫方式に、真っ向から異議を唱えている建築関係団体が、(社)日本建築家協会(以下、建築家協会)である。(社)日本建築家協会(会長:仙田 満 会員数:4,566人 H18年10月現在)の場合、設計・監理業務に従事している建築士しか会員になれない。つまり、ゼネコンや建設会社などの施工会社の設計部に所属する建築士のように、設計・監理業務と施工業務を兼業している場合は、入会することができない。

それに対し、設計施工一貫方式を肯定している団体が、(社)全国建築業協会(以下、建築業協会)である。建築業協会(会長:野村哲也 所属企業:73社 H18年10月現在)は、全国的に建築業を営む総合建設業者で構成され、いわゆる大手ゼネコンによって組織されている。さて、設計施工分離方式と設計施工一貫方式の是非についてであるが、どちらが我が国にとって適切な方式であるかという話しは、意見が分かれたまま、今だかつて結論が出ていない。建築家という概念が確立されている西欧においては、クライアント(建主)、建築家(設計者)、施工者(ビルダー)のポジションは完全に分業化されており、これがいわゆる「設計・施工分離方式」の形式の典型と言える。ただし、建築家という概念自体、実は、日本本来の概念ではない。明治初頭、列強諸国に対する「富国強兵」政策の一環として、欧米の建築文化・技術の導入が国策として始まった。口悪く言えば、要するに西欧式の文化や、文明を模倣することによって近代国家としての体裁を整えようとする国を挙げて画策したわけだが、その際に、西欧の建築技術や文化と共に、日本に導入されたものが「建築家」という概念なのだ。それに対し、我が国古来の、いわゆる棟梁を中心として営まれてきた慣例的な建築方式が、建築施工一貫方式となる。

分離方式であろうと、一貫方式であろうと、一番肝心なことは、エンドユーザーであるクライアントの立場を最優先して考える問題であろうということにある。それは、一言で言えば、「責任」であろう。分離方式にした場合には、

本来は、設計者を統括する建築家が建築工事における全責任を負う。しかしながら、建築家という職能が確立しきれていない我が国の現状においては、設計者が設計責任を曖昧にしたまま、施工サイドに「責任」を一方向的に押し付けてしまうことも可能なのだ。今回の耐震偽装事件においても、構造技術者たる姉齒元一級建築士が終始とりただされたわけだが、本来は、それら技術者を統括する意匠設計者(欧米でいうところのアーキテクト)に最大の責任が求められるわけだ。にも関わらず、あたかも姉齒元一級建築士が意匠設計者であるかのようにマスコミ報道され続けたことに、この国にとってアーキテクト(建築家)という概念がどのように認識されているのか?という現実を見せつけられた思いがした。

その点、「一貫方式」の場合には、「責任の所在」が明快となる。クライアントも、竣工された建物についてのトラブルがあれば、直接、施工した工務店に連絡をとれば話が済む。ただし、それはあくまで性善説に基づいた考え方であり、現実的には、一部の悪意ある工務店なり、建設会社により、欠陥住宅などの問題が深刻化しつつあることも紛れのない事実なのだ。確かに、分離方式を法制化し、強制していくことが、欠陥建築の撲滅に最も即効性のある政策手法ではあると思うが、今、我が国の建築技術をリードしているのは、高層建築をはじめ、ビルダーである大手ゼネコンなのだ。つまり、分離方式を採用した場合、設計者なり、監理者が、自分達よりも技術力の高いビルダー(施工者)を指導監督することになることも考えられ、それも、建築技術の側面から考えれば、ヘンテコな話となる。

さて、徐々に、我が国の建築事情の内実が見えてきたことと思うが、この辺で、日本における建築関係団体について具体的に紹介していこう。建築士法に規定されている唯一の法定団体として(社)建築士会(以下、建築士会)がある。建築士会の場合、全国の都道府県に存在するため47都道府県の建築士会を(社)日本建築士会連合会(会長:宮本忠長 会員数:122,000名 H14.8月現在)が総括している。建築士であれば、誰でも入会することができるため、会員数は他の建築関係団体と比べると圧倒的に多い。ただし、設計・監理業務を主業務としていない建築士も会員の中に存在する。例えば、建設会社で現場監督(現場管理)業務を行っている建築士や、建築行政での確認業務補助を行っている建築士、また、大学教授などの教育機関関係者、建築材料などの技術研究者などの建築士も会員として在籍しているわけだ。尚、宮本会長の言葉を借りれば、この国に存在する建築士のうち、設計監理業務を主業務としている建築士と、その他の業務に従事する建築士の割合は、3:7という。要するに、1口に建築士と言っても、実際に設計者として、設計・監理業務に携わっている者は、全体の3割に過ぎないということになるのだ。

その他、日本建築士事務所協会(以下、事務所協会)という団体がある。この事務所協会も全国に存在するため、(社)日本建築士事務所協会連合会(会長:三栖邦博 所属事務所:15,235事務所 H18.6月現在)が総括している。現行の建築士法においては、建築士試験に合格し、建築士免許を交付されただけでは、建築士としての業務を行うことが出来ない。建築士としてクライアントから報酬を得て、設計・監理などの業務を行う場合には、建築士事務所の登録が必要となる。事務所協会は、この建築士事務所としての登録を行っている事務所によって組織される。

さらに、(社)日本建築学会(以下、建築学会)という団体もある。建築学会(会長:村上周三 会員数:36,000

名)の場合も、建築士会動揺に、会員の属性は研究教育機関、総合建設業、設計事務所をはじめ、官公庁、公社公団、建築材料・機器メーカー、コンサルタント、学生など多岐に渡る。

さて、設計には、意匠設計、構造設計、設備設計という3種に大別されるという話しを既に述べさせて頂いたが、構造設計者による専門技術者団体として、(社)日本建築構造技術者協会(以下、JSCA)がある。JSCA(会長:大越俊男 会員数:正3,566名、準135名 H15年6月現在)。

そして、設備設計者による専門技術者団体としては、(社)空気調和・衛生工学会(会長:鎌田元康 会員数:17,827名 H18年5月現在)(社)建築設備技術者協会(会長:牧村功 会員数:第1種正会員8,108名、第二種会員3,166名、準会員272名 H18年3月現在)(社)電気設備学会(会長:星野聡史 会員数:5819名)(社)日本空調衛生工事業協会(会長:福西輝男 企業会員264社、団体会員48団体)(社)日本設備設計事務所協会(加盟会社:約1000社 H18年10月現在)(社)日本電設工業協会(会長:福西輝男 会員数:690名 H18年10月現在)の6団体があり、この6団体は総じて建築設備六団体協議会と呼ばれている。

以上、建築関係団体として代表格と言える7つの団体について紹介させて頂いた。

それでは、耐震偽装事件に端を発し、建築業界揺るがせた建築士制度の見直しに対する一連の議論の流れの中で、上記7つの団体がどのような反応を示し、どういった主張を行ってきたのか追いかけてみることにしよう。耐震偽装事件を受けて、国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会(以下、国交省審議会)では、2005年12月より約8ヶ月、計11回の会合を経た上で、2006年8月31日に建築士制度見直しの最終報告をまとめた。

その第9回基本制度部会の議事次第の中には、「建築士制度の見直しの方向性(素案)」に対する関係団体の意見概要が、資料として添付されている。(表2)この資料からも、各団体の意向を読み取ることができる。

さて、国交省審議会により進められた今回の一連の建築士制度見直し議論に対する各団体の反応、および、主張を時系列でまとめてみた。(表3)

以上、耐震偽装事件とその後の国交省審議会主導による建築士制度見直し議論、そして、それに対する各建築関係団体の反応を追いかけてみることで、我が国特有の建築業界の内実を解説してみた。最後に、我が国の建築業界に内実を踏まえた上で、この国の建築システムを建て直しに対する私見を述べさせて頂き、この章を結びたいと考える。

この国の建築システムを立て直しに対する私見
「建築」という概念には、大別して2つの意味がある。1つは、「消費者のための建物を作る」ということ。もう一つが、「市民のための美しい町並みや都市を創る」ということにある。両者とも一見、同じような意味に聞こえるが、実際は、全くの別モノの概念なのである。ある建物を建築する際に、前者の場合は、あくまで建て主であるクライアントを主体とした考え方であり、後者は、クライアントよりも市民や地域を主体とした考え方である。そして、欧米

諸国における建築行為が後者に基づいて行われてきたことに対し、我が国における建築行為は、すべからく前者の考え方に基づいて進められてきた。それは、今の日本の町並みを見てもらえば一目瞭然であろう。欧米の町並みと比べて、日本の町並みが見劣りしてしまうその最大の原因は、建主である消費者(注文者)の好き勝手な要望がそのまま具現化されてしまっているためだ。分かり易く住宅を例にとって考えれば、好き勝手に作って、好き勝手に住んで、好き勝手に処分しようとする。当然、欧米に比べて、住宅寿命は圧倒的に短く、資産価値も生まれない。また、我が国の新築住宅の年間着工数は120~130万戸とアメリカとトップの座を競い合う状況にありながらも、中古住宅の流通状況を見てみると、日本の16万戸に対して、アメリカはその28倍の438万戸(平成9年)となっている。この数字は、如何に、無駄なストック(=新築住宅の建築)が毎年、蓄積され続けているのかを物語っている。つまるところ、建主が好き勝手に建てた住宅には、買い手がつかない。それ故、中古住宅が流通しない。当然、住宅に資産価値などつかないわけだ。これは、マーケット的な側面から見ても、将来想定される都市資産としての経済的ダメージは計り知れないであろう。そういった我が国の建築に対する社会風土は、高層マンション建設における日照権やビル風など問題など、様々な形で国民の住環境を脅かす問題を引き起こす温床となってしまっているのだ。

次に、我が国の「建築士」の現状に目を移してみると、そこには、どうすることもできない経済的現実がある。それは、この国の設計者に対する設計料の安さだ。これに、上述した設計施工一貫方式で受注する工務店なり、建設会社なりのサービス設計というビジネスモデルがさらに拍車をかける。設計料ベースで見れば、外国と比べると1/5以下という状況にあるのだ。この問題についても、言及しておきたい。分かり易く医師に例えて考えれば、ある患者が、10人の医師を集め、私の病状は、こういう症状であるか、各自、最良と思える治療プランを作成し、プレゼンテーションして欲しい。その際、治療に必要なコストに対する見積も提出すること。最も安い治療方法を提案した方に、私の治療をお任せします!という呼びかけに、そそくさと集まってくる医師などいない。しかしながら、我が国の設計者の世界においては、そういった状況が当たり前のよう存在することも周知の事実なのだ。それはそのまま、この国の設計者というものが、「建築家(アーキテクト)」ではなく、単なる「専門技術者(エンジニア)」として社会的に位置づけられているという現状を表しているものと考えている。この国においては、アーキテクトもエンジニアも同じ設計者として認識されてしまっているのだ。

そもそも、我が国は、建築という概念を「消費者が好き勝手に建物を作る行為・作れる行為」として、認識され続けてきた。今回、世間を騒がせた一連の耐震偽装問題もそういった社会的風潮の歪の中から必然的に生まれてきた事件でもある。悲しいことに、姉齒元一級建築士にとっての消費者とは、実際にそのマンションに住む居住者ではなく、マンションの販売元であり、設計依頼者(クライアント)である(株)ヒューザーであるのだ。今回の建築士制度の見直し議論の最終報告は、構造設計者や、設備設計者という専門技術者のうち、一級建築士であることを前提に、特定建築士(構造の場合は、特定構造建築士、設備の場合は、特定設備建築士)という認定資格を設け、所定の規模以上の物件については、設計の際に、それら特定建築士による設計図の作成を義務化するという話で幕を引いた。しかしながら、それでは、我が国における建築行為という概念(消費者主体の、悪く言えば、消費者が好き勝手に建物を作

る・作れるという認識)については、何も改善されることはない。それでは、耐震偽装事件からこの国を立て直すことのみならず、第2、第3の耐震偽装を防ぐことすらできないことを意味する。

それを求めるならば、まず、最初にメスを入れるべきは、建築という行為に対する市民意識そのものにあるのだ。

建築という概念についての市民意識を「消費者主体の建物を作る行為」という認識から、「美しい町並み、都市を創る行為」というものにシフトさせていかねばならない。それ以外に、この国の設計者の設計に対する職能的意識を根付かせていく術がない。職能的意識とは、「消費者主体の立場」から建築行為を考えるのではなく、「市民や、地域や都市主体の立場」から建築行為そのものを考える意識のことを言う。欧米の設計者において、この国の設計者にならぬもの、それが、この「職能意識」である。そして、この職能意識こそが、アーキテクト(建築家)として必要不可欠な概念でもあるのだ。それは、「雇い主の利益」のためだけではなく、「不特定多数の公共の福祉に奉仕すべき存在」であるという設計者としての意識である。我が国には、建築家を規定する法律は存在しない。自分の名刺に「建築家」と刷り込んでしまえば、誰でも明日から「建築家」と自称できるのだ。設計者は、意匠設計者と、構造、設備という技術者に分類することができると上述したが、今回の建築士制度改革により、構造、設備という技術者資格については、特定構造建築士、特定設備建築士として新たに創設されることとなった。しかしながら、今、必要なことは技術資格の創設よりも、意匠設計者資格の創設にある。建築家協会が要望するところの特定統括建築士の資格創設がこれにあたるであろう。この特定統括建築士については、建築家という名称独占を与えるのがよい。そのときはじめて、この国に法律に裏づけされた健全な「建築家」が誕生することになるのだ。

私は、大学の建築学科を卒業した後、一級建築士となったが、大学の講義の中で、建築家とは、医師や、弁護士同様の職能者であると教えられた。しかしながら、実際に社会に出て、建築業界に従事することで、少なくともこの国の設計者は、職能者ではないという現実をまざまざと見せつけられてきた。職能意識のない設計者は、職能者ではない。職能者でなければ、例え、法律で資格者として裏づけされたとしても、欧米で言うところの建築家とは呼べないのだ。したがって、この国には、建築家は存在しえない。また、その理由は、建築士制度の在り方だけの問題ではないということをお忘れしないで頂きたい。

この国に建築家が存在しえない最大の理由は、この国の市民そのものが建築家を必要としていないためだ。この国の社会が、そして市民が求めているものは、自分の思い通りに建物を設計してくれる設計技術者であって、自分のことよりも、その建物がもたらす市民生活への影響や、美しい都市や町並みの創造を目指す建築家ではない。尚、あらかじめ断っておくが、ここでいう「美しさ」とは、デザインの、美観的な美しさという次元の意味にとどまらない。その上位にある生活空間としての本質的な美しさ、文化の形成に繋がり得るような普遍的な美しさを意味する。その中には、人間性で言うところの信頼や誠意(気配り)、慈悲(思いやり)といった地域性・都市性というものも含まれる。そういった、安心で安全なそして美しい都市を創造する担い手は、設計者や、技術者でもなく、ましては、行政でもなく、市民意識に他ならない。この国の建築システムを根底から改善させていくためには、そこから目をそらし

てはならないのだ。

この国の建築システムを立て直す手法を考えていけば、次の3つの観点に集約されていく。

- ・ 建築士制度を含めた建築制度の見直し
- ・ 設計者(とりわけ意匠設計者)の職能者としての意識改革
- ・ 市民の建築という概念に対する意識改革

耐震偽装事件を受けて国土交通省は、の建築制度の見直しを選択した結果となったが、それが、の設計者の職能者としての意識改革や、の市民の建築という概念に対する意識改革に繋がっていくにはお世辞にも思えない。単に、建築制度の部分的な見直しを行ったにすぎないのだ。この国の建築システムを立て直すためには、の市民の建築という概念に対する意識改革を出発点とすべきである。

市民意識の変革から、即時的な消費者主体の建築システムを改革し、美しい市民、美しい都市を主体とする社会システムへと昇華させていくことこそ、この国の設計者に職能者としての意識(クライアントの利益よりも、公共の福祉を優先するという意識)を芽吹かせることに繋がるのだ。それに合わせて建築士制度を見直し、整えていけばよい。そのときはじめて、この国から本当の意味で耐震偽装が消える日を迎えることができるものと考えられる。